

令和4年度第9回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和4年度第9回定例松本市教育委員会会議録

令和4年度第9回定例松本市教育委員会が令和4年12月22日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和4年12月22日（木）

議 事 日 程

令和4年12月22日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 (仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱の一部改正について
- 第2号 令和4年度松本市公民館活動推進功労者について
- 第3号 松本市学校給食センター運営委員会への諮問について

[報告]

- 第1号 令和4年松本市議会12月定例会の結果について
- 第2号 令和4年度上半期(4-9月)市内小中学校のいじめ・体罰等の実態調査について
- 第3号 令和4年度上半期(4-9月)における不登校児童生徒の状況について

[周知]

- 1 「発掘された松本2022」の開催について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	伊 佐 治 裕 子
教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	橋 本 要 人
〃	佐 藤 佳 子
〃	春 原 啓 子

〔出席職員〕

教 育 次 長	逸 見 和 行
教 育 監	坂 口 俊 樹
教育政策課長	白 井 美 保
学校教育課長	塚 田 雅 宏
学校給食課長	三代澤 昌 秀

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	降 旗 基
教育政策担当係長	小 澤 弥 生

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和4年度第9回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻になりましたので、第9回定例教育委員会を開会いたします。

まず、先日の松本市総合教育会議ではご協議ありがとうございました。部活動の地域移行がテーマでした。松本市では、子どものやってみたいという願いをかなえていくような地域移行にしていきたいというお話を、皆さんからご賛同を得て、今、それぞれ子どもたちそれから教職員の皆さん、保護者の皆さんにアンケート調査を12月末までの予定で行っているところです。子どもたちからは7割くらい回答が来ておりますが、保護者の皆さん、教職員からは大体まだ3割程度にとどまっています。来週にかけて回答していただけるものと思います。先週末、文科大臣からは、訂正のコメントがありましたけれども、第一報としては令和5年度から7年度末まで集中改革期間ということで取り組むその内容を少し緩和した内容で集中改革プランではなくて推進期間にしていくというお話がありました。その後、概算要求で要求をしていた118億円の予算額が半分に満たない内示であったという報道がありましたので、このことが背景にあったのかなと思いました。そのような状況はあるのですが、松本市では予定どおりご報告を申しあげた方針で皆さんの声を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議録の承認をお願いいたします。令和4年度の第3回から第6回までの定例教育委員会の会議録、それから第4回の臨時教育委員会の会議録については、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは公開してまいります。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員ですけれども、佐藤委員、それから春原委員お願いいたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件ですけれども、議案を1件追加して、議案が3件、報告が3件、周知が1件ということであります。

<議案第1号> (仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱の一部改正について

教育監 説明

教育長 このことについては、あるぷキッズ支援センター設立準備委員会のときにご議論いただいた内容になっております。繰り返しになりますけれども、今、ななぷくプラザの3階にあります、あるぷキッズ支援室に医療職、それから福祉職、教育職など拡充をして就学前から青年期まで一貫して支援が必要なお子さんとその保護者の支援をしていくといった拠点施設をつくっていきたいということで準備をしているものであります。名称についてこの松本市インクルーシブセンターという看板を掲げてやっていきたい、その設立準備委員会の名称ということです。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

設立準備委員会ということですので、来年度も準備のための議論をして令和6年度からの設置になると思いますが、その際にはこの名称で条例設置をしていくことになると思います。

この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、このことについては承認といたします。

<議案第2号> 令和4年度松本市公民館活動推進功労者について

生涯学習課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いします。一番長い方で、24年も委員をしてくださったということです。

小柳委員 功労者に感謝状を贈呈することは賛成なのですが、「感謝状を贈ることで関心を高めて振興を図ることを目的とする」というところが、感謝状を贈ることによって振興や関心を高めることが目的になっているように読み取れます。むしろ感謝状を贈呈して、感謝をするとともにとして、感謝しているということ进行全面に示すほうがいいのではないかと思います。

教育長 このことについていかがですか。

橋本委員 市民の公民館活動に感謝状を贈ることによって関心が高められるのかについては、極めて疑問に思います。ですので、シンプルに功労があったので感謝し

ますとそれだけでいいのではないのでしょうか。

佐藤委員 小柳委員、橋本委員がおっしゃったように、感謝を示すために贈るということでシンプルにして、2行目は不要ではないかと考えます。

春原委員 功労表彰はいろいろな分野でありますよね。それぞれの分野によってその目的や推薦基準が違うと思いますけれども、功労者としてご苦労さまでしたという感謝の意を伝えるという受け止めでよろしいのでしょうか。

こういうことに関する推薦基準は、案外わかりにくいと思います。

生涯学習課長 先ほどからご指摘を受けています目的でございませけれども、内規で規定をしております。内規でございませるので、目的については検討させていただくということで宿題にさせていただきたいと思ひます。

それから、公民館委員として長くやっていただいた方、あるいは本当に感謝を込めて市民のそれをもってして市民の活動になるかというところよりも感謝を込めて表彰するという気持ちもありますし、文言の調整というものも大切かと思ひますので、先ほど申しあげたように少し検討していきたいと思ひます。

教育長 おっしゃるとおり、一番の目的はその方のご功労をねぎらう、それから感謝をするということだと思ひますので、内規の改正ですとか修正ということを検討していただきたいと思ひます。

それから、先ほど春原委員からこの対象となる基準のお話がありましたが、参考にして居る根拠として、市長表彰の有功表彰とか功労表彰があると思ひのですが、そういったものを参考にして居るということでもいいですか。

生涯学習課長 断定はできませんけれども、6年という基準が市長表彰にございませるので、そういったところを参考にして居ると思ひます。

教育次長 確かなことは申しあげられませんけれども、いずれにしてもそういう一定程度の基準を設けてやって居ります。市の市長表彰等にも基準があつて、それとも連動するなり、あるいはそれを参考にするなりして、これもわかりにくいかどうかという部分は確かにあるのですけれども、もう少し整理できるようなことがあれば少し整理して、基本的には市長表彰に準じて対応したいと思ひます。

教育長 来年度は先ほどの目的ですとか、それから基準のところを参考にして居る市長表彰の基準等を書いていただくとか、そんな工夫をしていただければと思ひ

ます。

これについては、承認としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

<議案第3号> 松本市学校給食センター運営委員会への諮問について

学校給食課長 説明

教育長 学校給食費のことにつきましては、今年度、協議をしまして、9月補正で食材の高騰分について公費を投入することをお認めいただきまして、賄っているということです。その際に、委員の皆さんからも値上げは検討せざるを得ないのではないかというご意見がありました。このことについては、内部でも検討してきまして、一定の整理をした上でその値上げ分を公費で引き続き負担をするのであれば、また別に議論を進めることになると思います。そのことを前提に諮問をすることについてご意見、ご質問などあればお願いします。

橋本委員 諮問すること自体は、昨今の情勢からやむを得ないと思いますのでいいご提案だと思います。その中で、私がずっと気になっているのは、センターと安曇、大野川、奈川とは金額が違いますよね。それにはそれぞれ事情があることはよくわかるのですが、これを何とか一本化できないのかということも議論したほうがいいと思います。同じ松本市の公立学校で、学校によって金額が異なるというのはいかがなものか。その部分をこの諮問の中に入れてほうがいいのではないかと思います。

学校給食課長 諮問をする内容にお示ししておりますが、安曇小中、大野川小中、奈川小中の給食費単価も今回の諮問に入れてありますので、給食費の平準化についても運営委員会に諮っていきたいと思います。

佐藤委員 この表の中にない四賀は、どのようになっているのでしょうか。

学校給食課長 四賀は学校給食センターですので、3番の(3)のセンターというところの単価になっています。

佐藤委員 給食の内容にはかなり違いがあるのでしょうか。よく四賀の給食が自校給食として例に取り上げられることがあるのですが、その部分で給食費はどうなっているのでしょうか。

学校給食課長 小学校、中学校の単価で四賀も280円と330円です。

教育長 四賀、それから波田、梓川は、それぞれ小中の分だけを作っていますので、当然、東部と西部の大規模給食センターとは少し内容が違っていると思います。地産地消率もより高いですし、有機野菜を使ったりということで、今回の給食センター再整備計画の中では、四賀が一番新しいセンターですのでそのまま、波田と梓川給食センターの給食の質を、ぜひその再整備の中では取り入れてほしいということが話題になりました。ですので、その給食の質を維持あるいは上げていくことを大前提に再整備をしていくことになっています。

佐藤委員 センターということであれば、給食費に関しては一律ということですね。

教育長 はい。

春原委員 当然、センターは規模が大きくて食数も多いんですよ。それから、安曇、大野川、奈川という地域の事情を鑑みれば、やむを得ない事情や食数の関係からこういう金額になってくるのかなと思いますけど、同じ条件だった場合に、センターは納得の数字として見られるのですけれども、そういうところはどうですか。

学校給食課長 センターと安曇、大野川、奈川ということでは、現在の単価は私会計のときから学校ごとに、校長先生が決めていました。公会計後もそれを踏襲してきています。その理由としては、輸送費とかあるいはロットが小さいので単価が高くなったりすることがあるので、基本的には学校給食賄材料費が原則のため高めに設定しないと給食の維持ができないということで、高めになっているという状況です。

橋本委員 それはおかしいのではないかと思います。というのは、一方でこの山3校をどうやって支援しようかということに腐心しているわけですよ。それがこの給食費という一面を捉えると、それぞれのコストに見合った価格を設定するというのは施策としてこの給食の価格の面から山3校を否定的に捉えているということになりませんか。支援しようと思っているのに、給食費は高いということになってしまうから、それは本来公会計になった時点で市立の小中学校については一律にするのが基本的な考え方なのではないかと思います。だから、一律の価格設定ができないかという工夫を議論すべきで、それがこの山3校を支援している今の施策等と平仄の合った対応だと思います。

教育長 そのような向きで検討していくということでよろしいですね。

学校給食課長 はい。

教育長 ほかにはよろしいですか。

小柳委員 趣旨のところには、学校給食費の改定を行うことについて諮問するとなっているので、諮問する内容は令和5年度からの1食当たりの金額の改定とか増額を諮問する内容になるのではないかと思いましたがどうでしょう。

それと、3番の食材費の高騰により増額をせざるを得ないということはわかるのですが、給食の質を維持することが困難になるというところが気になります。質を維持するという言い方ではなくて、給食食材の高騰によりということではないのですか。給食の質を維持するというのはいろいろな意味があるので、あまり値上げの理由に給食の質を持ってこなくてもいいのではないかと思います。

学校給食課長 質といったことは今までも使ってきていますが、例えば、主食と牛乳と副食といったときに、主食はほぼ変わりませんが、牛乳は毎年値上がりしていて、前回の平成26年から見ると8円上がっています。その分のしわ寄せが副食、おかずへの影響として出てきます。おかずでその8円分を飲み込まないといけないので、結果的に質が下がるという意味合いです。

小柳委員 おっしゃることはすごくわかるのですが、8円分の質が落ちるとするのは、例えば野菜をホウレンソウからコマツナにするというようなことで、仮にその8円をカバーしたとすると、ホウレンソウからコマツナになったことが、質が維持できなかったことになるのかどうかはわからないと思います。2番は食材の高騰により現在の価格を維持することができないにして、給食の質云々に触れなくてもいいのではないかと思います。

教育長 次長、どうですか。

教育次長 今回はあくまでも、メインは1番の昨今の食材が高騰している、物価が上がっているといった中でなかなか現状では給食の提供に支障が出てきて、今まで買ったものが買えないということもございまして、おっしゃるように価格の高騰によるという部分を中心に今回は諮問をしていきたいと考えています。

教育長 佐藤委員、いかがですか。

佐藤委員 給食食材の高騰によりということで、食材のところだけに言及されているのですが、先ほどのご説明の中で山3校の給食費が高い理由としてロットが少な

いことと運送費がかかるということがあったと思うのですが、食材の部分に、ガソリン代や人件費が上がってきていると思うのですが、運送費も含まれるのでしょうか。山3校だけでなく、(2)の中で食材という言及になっているのですが、それ以外の要因もあるのかどうかいかがでしょうか。

学校給食課長 運送費は食材の中にも含まれていて、100円が110円だったり、分析とは言えないですけど、大規模センターは大量に調達するので安いのですが、山3校は少量なので当然単価が上がるということです。

橋本委員 それははっきり「食材等」にしたほうがいいと思います。運送費だけでなく、電気やガスといった光熱費も相当上がっているわけだから、給食を作る際にも当然使用しているので、食材だけの問題ではなくてそういう周辺の部分も含めて上がっているというところを出していったほうがいいと思います。

教育長 山3校で購入する食材の中には、運搬費等も入っているのではという意味合いだと思います。調理に係る人件費や給食センターの維持管理費は公費で負担することになっているので、それらは上がっても公費で負担すべきだと思いますが、確かに山3校の食材の中には運搬費が含まれていて間違いなく価格が上がっているのです、ここは「等」とするということではよろしいでしょうか。

それでは、このことについては皆さんのご意見を学校給食センター運営委員会に諮問していくこととなりますけれども、並行して皆さんにもお伝えをしたとおり、9月補正で行ったような食材の高騰による保護者負担をご家庭に転嫁することがなるべく最初から影響が止められるような政策を今年度の実施計画の中で検討してまいりました。今、予算折衝をしているところですが、予算折衝で認められれば2月議会の中でお諮りしていくことになると思います。

それでは、議案3号は承認といたします。

<報告第1号> 令和4年松本市議会12月定例会の結果について

教育政策課長 説明

教育長 ただいまの報告に対してご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

博物館ですけれども、以前、建物が完成した際にご覧いただきましたが、これで常設展の展示についても一定程度出来上がってきたということですので、

またご覧いただける機会をつくりたいと思っております。

<報告第2号> 令和4年度上半期（4－9月）市内小中学校のいじめ・体罰等の実態調査
について

学校教育課長 説明

教育長 ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

佐藤委員 3点質問をさせていただきます。

大きな4番の（2）解消率31.1%というところですが、何をもって解消とするのかお伺いしたいです。例えば、いじめや体罰によって不登校になった子どもは何をもって解消とするのかということ、一つの事例だけではなく教えていただければと思います。

また、裏面の5番（4）の4行目の年度ごとの情報共有とあるのですが、これは年度をまたいだ情報共有という捉えでよろしいでしょうか。

それと、いじめられる児童生徒を守るための対応が大事であることはもちろんですが、いじめる側の子どもの抱える問題が根深いということもあると思います。そのお子さんの置かれている家庭環境とか、子どもの問題は、結局親や社会を映した問題である場合も多く、例えば、外国のお子さんがいじめられるような場合、その国に対する否定的な発言を家庭でも大人側が繰り返しているようなこともあったりして、そういったところをどう解消していくかは難しい視点だと思えますが、そればかりではなく、いじめる側のお子さんの自分が満たされない思いの表れの一つとしていじめ行動となっている場合もあると思うので、いじめる側のお子さんへの対応やケアが、非常に重要だと思っています。

教育監 解消しているという状態については文科省からも提示がされておまして、3カ月間同様のいじめが継続していない期間が確認されているということと、そのお子さんの心身、身体の不調等が確認されていないということの両方を満たしていないと解消された案件として挙がってこない状況であります。

それから、ご指摘いただきました大きな5番の（4）については、年度をまたいだということでご理解いただければと思います。

最後ですけれど、加害児童生徒にもということ松本市でもいじめ防止等のための基本的な方針を定めておりました、その中で、加害児童生徒という言い方がいいかどうかわかりませんが、いじめてしまった側の子どもにもその背景を読み解きながら十分に寄り添って今後に向かって成長していける指導をお願いをしているところでありますし、各学校でも基本的な方針を定めておりました、毎年見直しをお願いをしているところであります。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

春原委員 いじめの定義は、わかりにくいのですけれども、本人が苦痛を覚えるということにあるわけですが、このアンケートを取るときに子どもたちの答え方もそれぞれ違うと思います。SNSの数が、今のところ少ないのですけれども、最近ネットによるいじめが非常に多くなったと聞きます。その辺のところはいかがですか。

教育監 いじめの定義については、きちんとしたものがございませぬ。基本方針の中には定義してございませぬが、子どもたちはなかなかそれを理解することは難しいと思ひますので、春原委員がおっしゃられたように、とにかく自分が苦痛を受けたと感じるものについては何でも挙げるということをやっています。どんなにその事案が、これは軽いとか小さいと思われるものでも積極的にということをお願いをしているところであります。ただ、SNSの関係につきましては、先ほど申しあげたように件数としては11件ではありますけれども、なかなか顕在化してこないところが当然あって、私たちの目に見えないところ、それから子どもたちもいじめの感覚ではなかったり、ゲーム感覚でやっていたりというのは当然あるだろうと思ひます。わかりやすい誹謗中傷だけではない中で行われているものがあるだろうということと、見つけられない、技術的にもそうですけど見えてこないものが当然あるだろうという予想はしてあります。

春原委員 先生方が本来取り組むべく教科指導に傾注したくても、子どもたちを取り巻く環境中で、他の事務的作業や生活指導等あまりにも多忙化してしまい、先生自体、全てに目を向ける余裕がなく、発見しにくいといったこともあると思ひます。実際に子どもと向き合っているけれどもつかみにくいという部分での傾向はどうでしょうか。

教育監 そういう部分でつかみにくいということは、この2か月に1回やっているア

アンケートはもちろん大事な発見のきっかけでもありますし、日記や生活ノートというところでやり取りをしていたり、それからちょっとした授業中の様子とか持ち物とか服装というようなところから気づくことも多いと思いますので、多少ばらつきはあるだろうとは思いますが、現場にはそういうところで気づいていただくようなお願いもしています。

教育長 先ほどのいじめの定義が、いじめ対策法にありまして、以下の四つの全てを満たすあらゆる事象が法律上のいじめということです。行為をした者も行為の対象となった者も児童生徒であること。その両者の間に一定の人間関係、人的関係が存在すること。いじめた側がいじめられた側に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。その当該行為の対象となったいじめられた側が心身の苦痛を感じていることが定義されております。松本市のいじめ対策の方針にもそのことが載っていますので、また資料をお配りできればと思います。

小柳委員 子どもの訴えに、先生が反応するか受け流してしまうかは個々の先生方の感性によるところもあると思います。そういう意味では、日頃の子どもたちへの観察を丁寧にしていってもらいたいと思いました。

教育長 このアンケートの取り方が、いつもいじめ対策調査委員会でも課題になるのですが、以前は紙を配って、その場で書かせると書けない子もいるのではないかと、家に持ち帰らせたほうがいいのかなどいろいろと議論されたこともありましたけれども、今後は、例えばHome & Schoolを使って、子どもたちが自分で、いつでもどこでもパソコンの中で答えられるということも考えられるのではないかと思います。ただし、何も書いてないけど消した跡があるというものも読み取ろうと努力してくださっていることもあるので、デジタルだとそういうことがわからないですけど、もしかすると可視化されない部分でデジタルだと今の子どもたちは答えやすいということもあるかもしれないので、紙でもいいしデジタルでもどっちでもいいよという方法も検討してみてもいいのではないかと感じました。では、この件については、報告を受けたこととします。

<報告第3号> 令和4年度上半期（4－9月）における不登校児童生徒の状況について

教育監 説明

教育長 ご質問、ご意見お願いいたします。

佐藤委員 最終ページの3番、中間教室の現状の令和4年度網掛け部分で、全体72名中復帰が現時点でゼロという数字は、復帰することが最終目標ではないという数字なのか、あるいは前年までとの取組み方の変化、あるいは児童生徒側の変化が何かあったとしたら教えていただきたいということが1点目です。

もう一つは、「元気Up教育相談」で精神科医の相談を実施しているということですが、以前お聞きしたところでは、信大の「子どものこころの診療部」だと、新規受診が1年半待ち、早いところの城西病院で半年待ちという状況がある中で、受診自体がなかなか難しい方への中間的な支援としてこういった体制があるのは非常にありがたいことだと思います。

教育長 教育監、学校復帰のところはいかがでしょうか。

教育監 学校復帰ゼロのところについては、昨年度と特別変わったところはないわけですが、松本市の中間教室が学校への復帰を当初目指していた時代もあったわけですが、今は、社会的な自立を目指して居場所としての中間教室の在り方を模索しています。そんな点でいうと、山辺中間教室は非常に人数が多いわけですが、そこにまずは行けて自分の居場所があるということが学校に戻るということではなくて、その次の社会的自立に向かって安定してそこに通えるということがまず一つ大事なステップということで現在は考えているところです。その意識合わせを各中間教室で年度末から来年度にかけてやらないといけないというところも課題としてはありますので、そのようなことも中心に考えていけたらと思っているところです。

それから、「元気Up教育相談」は、スクールソーシャルワーカーが長年にわたって関わってくれていますけど、今年度もある中学校から自殺企図の疑いがある生徒について、次の「元気Up教育相談」まで待てないのだけれどどうしたらいいかという相談が学校支援室にありました。そこで、スクールソーシャルワーカーに相談したところ、すぐに「元気Up教育相談」に関わっていただいている先生につないでいただいて防ぐことができたという事例もありました。非常にフットワークが軽く動いてくれて、8回の「元気Up教育相談」もそうですけれども、それ以外のところでも情報を察知したらすぐつないでくれ

るといふことで救われている子たちが多いと思っています。

教育長

最後のページのところで、資料の作り方を工夫してもらえればいかと思っただのですが、令和3年度は1年分で、令和4年度は8月までのものもあると思うのですが、基本、上半期9月までのということなので、上半期のものを倍すれば去年と比較ということなのですが、例えば中間教室のところでご覧いただきますと、山辺中間教室は、令和3年度の合計が47人ですが、令和4年度は前半だけで42人で、倍するとほぼ倍増です。それから、あかり教室をご覧いただきますと、20人に対して19人ということでは倍増なので、各中間教室を回らせていただいたのですが、本当に山辺とあかりの場合、子どもたちの自立を支えるために子どもたちがやってみようということになるべくいろいろな体験をさせてあげて元気が出るようにしていきたいということで、とてもあたたかい雰囲気の中で支援が行われていることを感じました。ですので、中間教室という名称自体が以前の考えを引きずっているので、名称を変えていく時期だと思いますし、寿に新しくつくるといふこともありますので、不登校支援の全体的なビジョンを組み立てていく時期になっているのではないかと感じています。

小柳委員

私も、中間教室や不登校というネーミングは変わってくると思います。ここに書かれているように多様な取組みを用意して、その子に応じて支援できるというのはとてもいいと思いました。そういう意味では南部方面への中間教室の設置には期待したいと思います。

一方で、松原のほっとスペースはなくなってしまうのでしょうか。

教育監

松原はこのままです。

小柳委員

残るといふことですね。

教育長

公民館のご協力を得てやっていくということですね。

春原委員

先日、不登校支援アドバイザーの先生方の学校訪問に私も参加させていただきました。ある不登校生徒について、学校側と支援アドバイザーの懇談の中で、一般教室、ステップ教室での学習の様子など具体的に報告がされ、「あの様子なら教室に戻ってみんなと一緒に授業が受けられそうですね。」など、その生徒に寄り添った支援を模索していることが感じられ、一歩ずつでは歩けれど、生徒の克服に期待していることが伝わってきました。障がいを持っている子ど

もでも、普通学級で授業を受けたいということに関しては状況判断によって対応していくということでしょうか。

教育監 特別支援に関していうと、実はそれぞれ判定等がされているわけですが、正直その判定と合わない実態もあって、例えば知障学級に入っている子、それから自情障学級に入っている子が原学級と一緒に活動するということは当然あります。ただ、自情障もいるのですが、そのほとんどが原学級で受けているということがあって、適切な学びの場を利用するということが通知が出ているわけですが、松本市では今年、特別支援担当の指導主事が2人になったこともあって、無理やりそれを稼働しなさいということではなくて、一人ひとりの状況に応じて状況を見ながら、もしその子が自情障ではなくて原学級でいいということであれば、本人、保護者と相談しながら適切な学びの場の見直しをしているところです。

不登校のお子さんの中にも特性を持った子は相当数いるとは思われますが、その子たちがすぐに学校へ通いながら特別支援学級を利用したり、原学級を利用したりという状況になるには時間がかかるということがあります。

春原委員 わかりました。いわゆる特別支援というか通級という形も取れるということですね。

教育監 その形も取れますし、実際にそういうこともやりながら、もちろん知障学級、自情障学級のほかに通級指導をしている子たちもいます。

教育長 寿に新しい拠点をつくるということですが、来年度予算について現在折衝しているところですので、来年度になってから改修工事をしてとなるので、オープンは6月くらいでしたか。

教育監 はい、夏ぐらいになる見通しです。

小柳委員 今誰も住んでいないのですか。

教育長 空いているところを活用して工事をするということになります。

それでは、この案件についてもよろしいでしょうか。報告を受けたこととします。

<周知事項1> 「発掘された松本2022」の開催について

- 教育長 それでは、その他、これまでの案件に関連して何かありますでしょうか。
- 小柳委員 質問ですが、不登校とかいじめについては今までもやってきていてこの時期に報告していると思うのですが、周知事項は文化財課や博物館から出ています。報告事項や周知事項については、提出に当たっては何か提出の基準がありますか。
- 教育次長 報告事項については、先ほどのいじめや不登校は定期的なものですし、委員の皆さまにぜひお知らせしたいということでやっています。周知事項は、今回のようなイベント的なもののご案内ですので、それもいろいろな規模感でありますので、決まった基準があって出しているということではないです。
- 教育長 議案はご承知のとおり、松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則で決まっています、教育長に委任されていることもありますけれども、委任されないものはこの合議体で決めないといけない項目として規定がありますので、これは必ず議案としてお諮りします。その議案にならないもので重要な案件が報告という形で提出されていて、例えばマストなものは議会報告するもの、議会で協議するもの、それらは当然庁議にも提出しますので、教育委員でお諮りするか報告をしてから出していくことになります。その他の案件は、定例的に出てくるもののほか、非公開の研究会で意見をいただいてから、公開の定例教育委員会で市民の皆さんにお知らせしていきたいというようなものが選ばれてくると思います。
- 橋本委員 以前、新聞紙上において教育委員会で聞いてない話が多過ぎて、なぜ教育委員が新聞紙上で知らないといけないのかということで意見させていただきました。そういう意味では、教育委員会は公開なので、私の印象ではむしろ、宣伝したいようなことは教育委員会にどんどん提出して、以前に比べれば相当よくなっていると思います。
- 私が一番気にしてたことは、もちろん基準はきちんとあるけど、教育委員が教育委員会の動きを知らないのかという話で、新聞で初めて知るということは組織として変だという感じはあると思います。
- 教育長 私も教育政策課にいたのでそのことは意識をしています。これは全国的にですが、教育委員会会議が形骸化しているから教育委員会不要論となってくると思います。でも、教育委員会は意思決定機関ですので、私も教育長になって思

ったのですが、合議体でやることによって教育委員さんからの多様な意見が、自分がこれでいいのかなと思っていることを後押ししてくださっています。判断に迷うこととか、重要な方向性をこれから決めていくということは、公開で協議できない案件も正直結構あるのですが、そういうものは教育委員研究会で一旦ご相談をして皆さんの意見を聞いて、方針とか政策を固めていくというようなことが、重要なところかと思っています。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、事務局からお願いします。

<その他>

教育政策課長 日程等について説明

教育長 以上で第9回定例教育委員会を終了します。お疲れさまでした。

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和4年度第9回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後4時40分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

佐藤 佳子

春原 啓子
